

特定建設作業に係る騒音・振動の届出

はじめに

指定地域内で、特定建設作業を伴う建設工事を施行する場合には、「騒音規制法」・「振動規制法」及び「山形県生活環境の保全等に関する条例」に基づく、騒音又は振動の特定建設作業実施届出が必要です。

但し、作業が1日で終わる場合は、届出はおりません。

また、「バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業」において、低騒音型の指定機種を使用する場合も、届出はおりません。

指 定 地 域 工業専用地域を除く用途地域になります。

特定建設作業 以下のとおり

	建設作業名	作業内容
騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く 但し、アースオーガーを併用する作業を除く
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	1日において、連続50mを越えない作業
	空気圧縮機を使用する作業	原動機（電動機を除く）の定格出力が15kw以上
	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行なう作業	コンクリート容量0.45m ³ 以上、アスファルト重量200kg以上（モルタル製造のためのコンクリートプラントは除く）
バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業	通常作業において、機械から10m離れた地点の騒音が80dbを越えない旨指定された機械を除く	
振動規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打くい抜機を除く
	鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業	
	舗装版破砕機を使用する作業	1日において連続50mを越えない作業
	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。1日において連続50mを越えない作業
山形県に生関する環境条の例保	試すい機、さく井機を使用する作業	
	路面切断機を使用する作業	
	ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業	原動機の定格出力が3.75kw以上

届 出 先 酒田市環境衛生課まで提出して下さい。

酒田市環境衛生課

住 所 酒田市広栄町三丁目133

TEL 0234(31)0933

届 出

提出期限 原則として、特定建設作業の開始の日の7日前までになります。

添付書類 ①位置図 ②付近見取図 ③工事工程表

※ 添付書類には、A4（又はA3）の用紙をご使用下さい。

届出部数 特定建設作業実施届出書＋添付書類 （各2部）

※ 「くい打機、くい抜機を使用する作業」及び「ブレーカーを使用する作業」の場合は、騒音及び振動規制法の両方の届出が必要となりますが、添付書類はいずれか一方の届出書にのみ添付していただければ結構です。

※ 低騒音型建設機械は、随時追加指定されていますのでお問い合わせ下さい。

※ 届出書及び各添付書類の記載例については別紙をご参照下さい。

特定建設作業に関する騒音・振動規制基準

※ 特定建設作業は日曜と祝日は作業禁止です。

建設作業名			規制基準	測定場所	作業禁止時間帯	作業時間	作業期間	
騒音	騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	(db)	特定建設作業の場所の敷地境界線	0第1号区域 19:00 ～ 7:00	0第1号区域 1日 10時間 以内	連続6日間以内	
		びょう打機を使用する作業						
		さく岩機を使用する作業						
		空気圧縮機を使用する作業						
		コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行なう作業						
		バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業						
音	山全形等県に生関活する環る境条の例保	試すい機、さく井機を使用する作業	85	敷地境界線	0第2号区域 22:00 ～ 6:00	0第2号区域 1日 14時間 以内		
		路面切断機を使用する作業						
		ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業						
振動	振動規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	(db)	敷地境界線				
		鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業						75
		舗装版破碎機を使用する作業						
		ブレーカーを使用する作業						

第1号及び第2号区域について

第1号区域	住居系の地域、商業系の地域 準工業地域 工業地域のうち、学校、病院等の敷地の周囲概ね80m以内の地域
第2号区域	工業地域のうち、第1号区域に該当しない地域

※ 緊急時の作業等については、適用が除外される場合があります。

特定建設作業の届出事項

- ア 工事元請負人の住所及び氏名・名称
(法人の場合は、法人登記した住所及び名称並びに代表者氏名)
 - イ 建設工事の名称
 - ウ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - エ 特定建設作業の種類、機械の名称、形式及び仕様
 - オ 特定建設作業の場所、実施の期間、作業時間
 - カ 騒音又は振動の防止の方法
 - キ 工事発注者の住所及び氏名・名称
(法人の場合は、法人登記した住所及び名称並びに代表者氏名)
 - ク 届出者の現場責任者氏名等
 - ケ 工事下請負人の住所及び氏名・名称
(特定建設作業を実施するものが下請負人の場合に限る。)
- ※ 添付書類 位置図、付近見取図、工事工程表

記入時の注意事項

- ・ 届出が法、条例いずれによるものか確認すること。
- ・ 騒音と振動のどちらの届出か、あるいは両方の届出を要するか確認すること。
- ・ 届出者は、「工事元請負人」となる。
- ・ 氏名は、工事元請負人が個人経営であるような場合に記入する。
- ・ 法人の、住所及び名称並びに代表者氏名は、法人登記したものを記入すること。
- ・ 騒音又は振動の防止方法は、採用している方法全てについて箇条書きで記載すること。
- ・ 付近見取図は、東西南北の表示等を入れること。
- ・ 付近見取図は、必要に応じ隣地の状況、敷地面積等も明記すること。
- ・ 付近見取図は、必要に応じ特定建設作業現場から敷地境界線までの距離も明記すること。

※ 騒音又は振動の防止の方法・記載例

騒音の防止の方法 (例)	断続的に使用し、長時間の作業をさける。 作業時間帯を厳守し、早朝、夜間の作業をしない。 シート等でまわりを囲い、音がもれないようにする。 防音型の機械を使用する。 etc.
振動の防止の方法 (例)	断続的に使用し、長時間の作業をさける。 作業時間帯を厳守し、早朝、夜間の作業をしない。 高周波微振動バイブロハンマーを使用し、振動の軽減をはかる。(くい打) アースオーガーを併用し、打撃時間の短縮をはかる。(くい打) etc.

(記載例)

様式第9 (第10条関係)

特定建設作業実施届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

酒田市長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 酒田市〇〇町〇丁目〇-〇
届出者氏名 (株)酒田建設
代表取締役 酒田 太郎
電話番号 0234-〇〇-〇〇〇〇

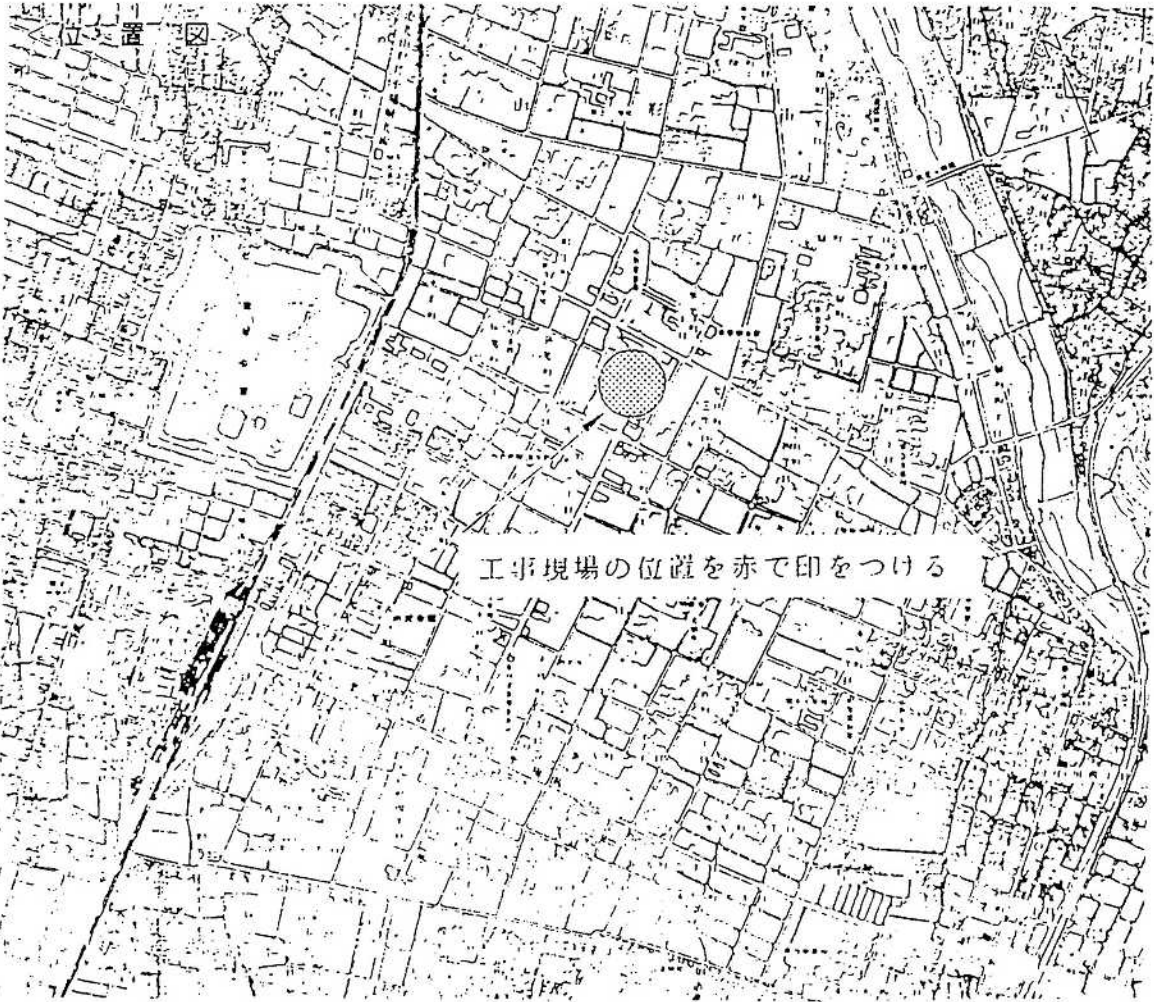
特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇会社新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	土留用レール打ち			
特定建設作業の種類	くい打ち機を使用する作業			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	〇〇式くい打ち機 〇製 〇型〇式			
特定建設作業の場所	酒田市〇〇町〇丁目〇-〇			
特定建設作業の実施の期間	自 〇〇年 7月 20日 至 〇〇年 7月 30日 作業をしない日 7月26日~28日			7日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 16時	5	5時間
	13	16	2	2
振動の防止の方法	別紙記載例を参照			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市 - - 〇〇会社 代表取締役 山田 次郎		電話番号	xxxx-xx-xxxx
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)元請会社 佐藤 一郎		電話番号	xxxx-xx-xxxx
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人に有ってはその代表者の氏名	〇〇市 - - (株)下請建設 田中 一郎		電話番号	xxxx-xx-xxxx
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)下請建設 鈴木 一郎		電話番号	xxxx-xx-xxxx
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

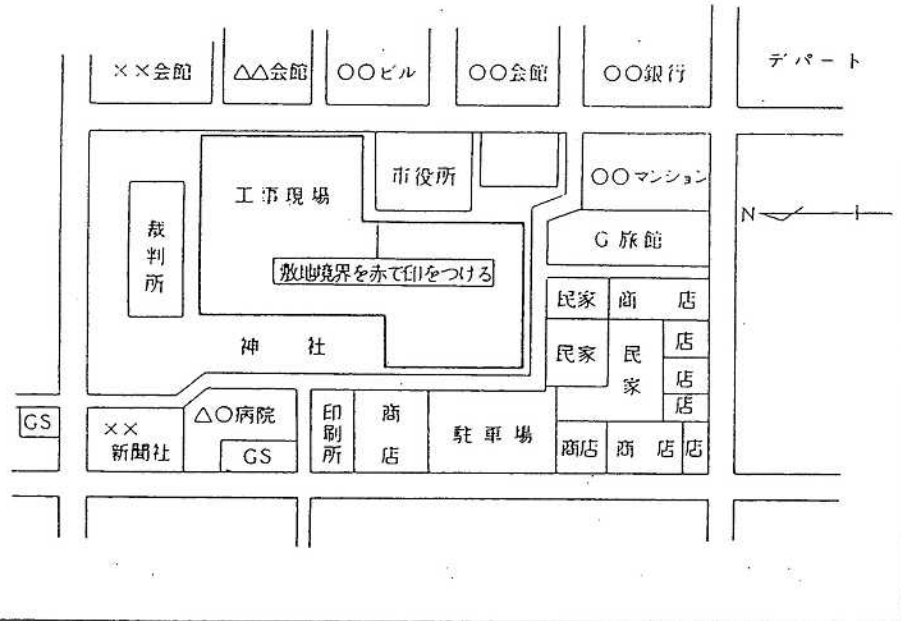
- 備考
- この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
 - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

添付書類

位置図



< 附近見取図 >



< 工事工程表 >

	7 月											8 月					使用機械							
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31	1	2	3	4	5	
準備工	■	■	■	■																				
土留工 (レール打)					日曜日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	アースオーガー 発電機
掘削																								パワーショベル バックホー
基礎工 (鉄筋)																								

Additional notes on the chart:

- Between July 21 and 29, a box contains the text: 届出に係る作業に赤で印をつける
- Shaded cells (■) indicate work days. Hatched cells (▨) indicate preparation work. Solid black cells (■) indicate soil retention work. Vertical lines (|) indicate excavation work.